

伊豆の国市就学援助制度のご案内

伊豆の国市教育委員会

伊豆の国市では、市立小中学校に通うお子さんが、等しく安心して義務教育が受けられるよう、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な保護者に対して、学用品費や学校給食費などの一部を援助する制度を実施しています。

1. 就学援助を受けることができる人

次の事項に該当し、認定基準を満たしている市立小中学校に通うお子さんの保護者です。

○該当項目（対象期間：前年度または現年度）
・生活保護を受けている人または生活保護の停止または廃止となった人 ・個人事業税を罹災等により減免を受けている ・市民税が非課税又は罹災等により減免を受けている ・児童扶養手当を受けている（ひとり親家庭等に支給される手当で、児童手当ではありません。） ・国民年金の掛金の減免を受けている ・固定資産税を罹災等により減免を受けている ・国民健康保険税を罹災等により減免を受けている ・生活保護が廃止になり、生活が苦しく諸学費の支払いに困っている ・生活福祉資金の貸付を受けている ・上記のような措置は受けていないが、経済的に困窮していると認められる人
○就学援助の認定基準
・生活保護受給者 ・同居している家族全員の収入や手当等の金額が生活保護基準の1.3倍未満の人

※ 生活保護基準は世帯構成等によって変動するため、世帯ごとに異なります。

※ 生活保護基準は厚生労働省による改定により変動します。

2. 申請方法等

（申請について）

- ・申請を検討している人は、お子さんが在学している学校の事務室で必要な説明を受けてください。
- ・学校から渡されるチェックシートを記入し、添付書類と共に学校へ提出してください（小・中学校それぞれにお子さんのいる場合は、どちらか一方の学校に提出してください）。
- ・チェックシートの審査後、学校から渡される申請書を記入し、添付書類と共に学校へ提出してください（小・中学校それぞれにお子さんのいる場合は、それぞれの学校に提出してください）。

（提出書類）

- ・就学援助事前チェックシート
- ・就学援助資格認定申請書兼就学援助費支給申請書
- ・前年中の収入等を証明する書類
- ・申請書裏面の該当項目を証明する書類

（申請期間）

- ・毎月15日が締切、申請の最終締切は2/15です。（15日が土日祝日の場合は直前の平日）

（申請後の流れ）

- ・申請を受け、担当地区の民生委員が家庭訪問をし、家庭状況の調査をします。（生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯を除く）
- ・民生委員や学校長の意見なども踏まえ、教育委員会で総合的に審査し、認定の可否を決定します。

3. 援助の内容（令和2年度実績）

支給対象費目	小学校	中学校
学用品費	11,640 円	22,740 円
通学用品費	2,270 円	2,270 円
校外活動費（宿泊なし）	（上限）1,600 円	（上限）2,310 円
校外活動費（宿泊あり）	（上限）3,690 円	（上限）6,210 円
新入学児童生徒学用品費等	51,110 円	57,980 円
通学費	（上限）40,020 円	（上限）80,880 円
修学旅行費	（上限）21,580 円	（上限）57,720 円
体育実技用具費（柔道着）	なし	（上限）7,650 円
学校給食費	実費	実費
○ 上記は、1年間継続して認定された場合の金額です。年度途中における認定や取消しの場合は、月割の金額等により援助されます。 ○ 表中「実費」とは、支給対象費目について保護者が実際に支出した援助の対象となる経費のことで、「上限」とは、援助金額の上限をいいます。 ○ 生活保護を受けている人は、修学旅行費のみが支給されます。ただし、認定の時期により、支給されない場合があります。		

4. 申請にあたりご注意ください

就学援助制度の適正、円滑な執行のため、次の点についてご理解とご協力をお願いします。

- 同居している場合は、世帯分離していても、同じ世帯とみなして判定します。また、単身赴任中の人も住所が異なっている場合でも、同じ世帯とみなして判定します。
- ※ ただし、同じ住居で生活している家族のうち、二世帯住宅等で、玄関や光熱水費等のメーターが別々になっているなど、客観的に別世帯とみなせる場合は含めません。
- 収入は、各種年金、児童手当、児童扶養手当、養育費、他の親族からの援助等を対象とします。
- 認定は、毎年度になります。引き続き援助を希望する方は、毎年申請書を提出してください。
- 申請書にご記入いただいた事項が事実と異なる場合は、援助の対象となりません。
- 住宅ローンや自動車ローン、習い事への出費などについては、経済的にお困りである事情として認められません。
- 税の未申告等により収入状況を確認できないときは、認定されない場合があります。
- 経済的にお困りになるような理由が発生した人は、年度の途中でも申し出ができます。
- この制度は、学校納付金を免除するものではなく、学校納付金の一部を援助するものです。学校納付金は、各学校の指定した期日までに必ず全額を納めてください。
- 認定後、生活保護を受けるようになった場合や、経済状況が好転した場合は、学校へ申し出てください。

【問い合わせ】

お子さんの通う学校の事務室 または 伊豆の国市教育委員会学校教育課（055-948-1444）